第十四条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四十三条第四項中「前条第五項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第五項及び第六項中「前条第六項各号」を「第四十二条第六項各号」に改める。

第四十五条第四項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第五項第一号の三中「第一号の五に掲げる業務を除く。）又は」を「同号に掲げる業務を除く。）又は」に、「業務（第一号の五」を「業務（同号」に改め、同項第十八号中「及び次項」を削り、「、及び」を「及び」に改め、同項第三十八号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第六項中「、第五十八条の四第七項」を「又は」に改め、「又は第五十八条の六第二項」を削り、「金融商品取引所をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「株式会社とする」を「会社とする」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者」を「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、「若しくは前年」を「又は前年」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第四十五条第六項第五号から第十一号までを削り、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項第一号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「、第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号から第七号の二まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「前二項の」を「第六項から前項まで（第八項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という」を「特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ」に、「前二項に」を「第六項若しくは第九項に」に改め、「及び第四十八条第一項第九号」を削り、「「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に、「当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項」を「新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」に改め、「定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「同じ。）の」を「同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十八条第一項第九号、第五十条の二第三項及び第八十三条第一項第十六号において同じ。）の」に、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権　三年

第四十五条第七項中「前項」を「第六項」に、「株式会社」を「会社」に、「を金庫又は」を「を金庫若しくは」に、「同じ。）により次条第一項第一号又は第二号」を「同じ。）による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号」に、「おいては、次条第一項第一号又は第二号」を「おいては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「、第五十八条の四第七項、」を「又は」に改め、「又は第五十八条の六第二項」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」と読み替えるものとする。

7　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社